

車載式故障診断装置を活用した検査(OBD検査)について

1. 車載式故障診断装置を活用した検査(OBD検査)を令和6年10月から導入

自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会は、安全・安心な車社会の実現に向けて、自動車の安全性の確保及び環境の保全のために、自動車の基準適合性審査を行っています。

衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでおります。これらの技術は、交通事故の防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省においては、平成31年3月の「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」の最終報告書を踏まえ、令和2年8月5日付で道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)等の一部を改正し、令和3年10月以降の新型車を対象として、令和6年10月から、自動車の検査(車検)において衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術等に用いられる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査を開始※することとしています。(※輸入車については、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始)

2. 令和5年10月からOBD検査のプレ運用を開始

令和6年10月から始まるOBD検査の円滑な導入のため、令和5年10月からOBD検査のプレ運用を開始します。「本運用に向けてOBD検査の練習を重ねて慣れる期間」という位置づけですので、今後の車検業務の流れがどのようになるかイメージをつかんではいただけます。

このうち、検査コースにおけるOBD検査のプレ運用について次ページからご説明します。

検査コースにおけるOBD検査の流れ(プレ運用・本運用共通)

OBD検査の基準適合性審査は、検査担当者が次の手順により実施します。

- ①検査コースの入口において自動車検査証等の二次元コードを読み取り、OBD検査が必要かどうかを、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ②OBD検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続して、車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ③OBD検査用サーバが分析及び照合した結果の応答を待ち、基準適合性の判定結果を検査用端末で確認します。

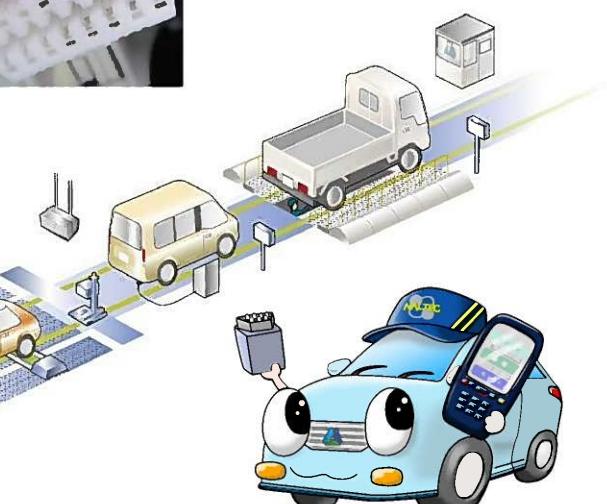
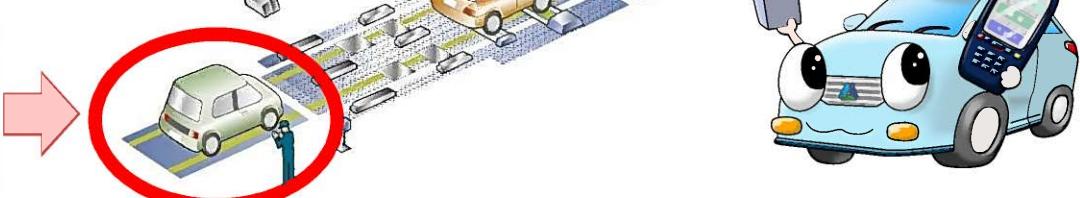
注1:データリンクコネクタへの検査用スキャンツールの接続/取外しは、原則として検査担当者が実施します。



注2:運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しをお願いします。

注3:検査担当者の指示により、原動機の始動(電気自動車又はハイブリッド自動車は走行可能状態(READYの状態))と停止の操作をお願いします。

**OBD検査は
検査コースの入口において実施します**



受検者のみなさまへのお知らせとお願ひ①(プレ運用期間中)

■プレ運用期間中に受検するOBD検査対象車(6ページ参照)については、可能な限り、OBD検査の実施にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。

所要時間は、自動車からの応答状況やECUの搭載数等によって異なりますが、合計1分程度を想定しています。

検査担当者による検査用スキャンツールの接続/取り外しも含め、本運用後と同じように、実際にOBD検査を実施する環境で行いますので、手順や時間がどうなるかのイメージをご理解いただけると思います。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。

■プレ運用期間中に受検する新車については、可能な限り、検査担当者によるデータリンクコネクタ位置及び構造並びに検査用スキャンツールを接続する直前までの手順の確認作業にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。

■プレ運用期間中に継続検査を受検するOBD検査対象車以外の自動車については、排出ガス関係装置に限り、OBD検査ができるようにしています。OBD検査を希望する場合には、検査担当者に申し出てください。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。

※ただし、平成19年以前に製作された自動車など、一部の自動車については検査不可となる場合があります。ご了承ください。

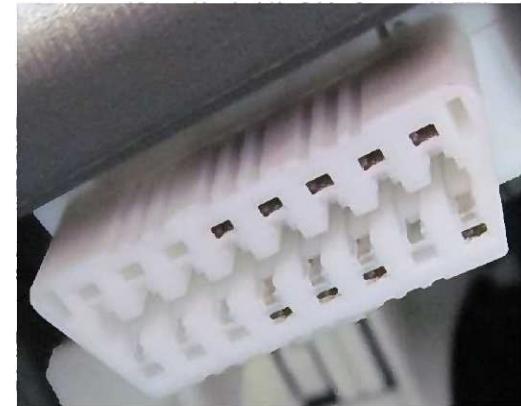
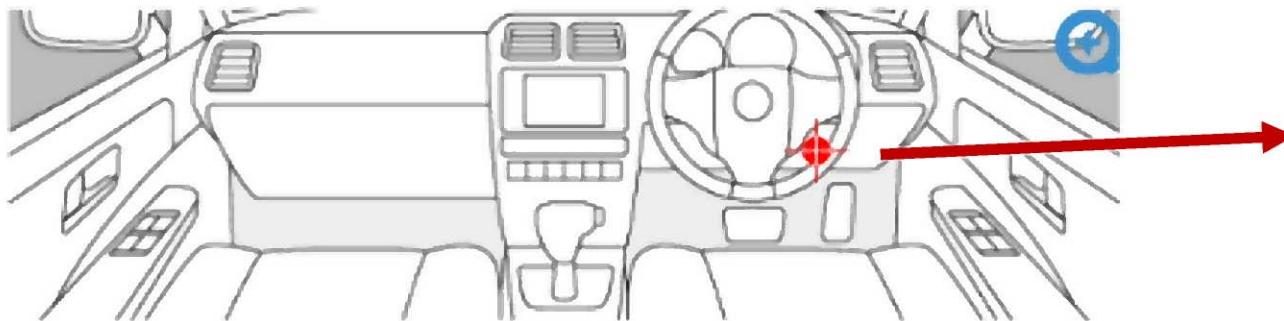
注1:プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は、車検の合否には影響しません。

なお、本運用後に保安基準不適合となってしまう箇所があった場合には、適切な点検・整備の実施をお願いします。

注2:OBD検査を実施してもしなくても検査費用は変わりません。

受検者のみなさまへのお知らせとお願ひ②(プレ運用期間中)

■OBD検査の実施にご協力いただける場合は、運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しにご協力ください。



データリンクコネクタ

[自動車特定整備事業者さま]

■検査コースでの受検前に、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、自動車機構が開発・管理している「特定DTC照会アプリ」を経由して「OBD検査用サーバ」に照会した自動車について、きちんと通信されているかを知りたい場合には、検査担当者に申し出てください。

【参考】OBD検査対象車とは？

■OBD検査対象車とは **⇒自動車検査証等の備考欄にOBD検査の対象である旨の記載あり**

型式指定日がR3.10.1(輸入自動車はR4.10.1)以降のフルモデルチェンジ車等がOBD検査対象車となります。

ただし、型式指定自動車又は多仕様自動車以外の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車は対象外となります。

■OBD検査対象装置とは

- ①かじ取装置(UN R79の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。)
- ②走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(ABS)
- ③走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置(ESC)
- ④走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置(EVSC)
- ⑤緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置(BAS)
- ⑥衝突被害軽減制動制御装置(AEBS)
- ⑦排出ガス発散防止装置
- ⑧電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置(AVAS)
- ⑨自動運行装置

【参考】OBD検査の基準は？

■OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。

(なお、プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は、車検の合否には影響しません。)

装置の種類	事例
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	<ul style="list-style-type: none">・OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの・警告灯を点灯させるための信号(MIL信号)が出力されているもの・1つもレディネスコード(故障診断の前提条件が成立していることを示すコード)が記録されていないもの・当該装置に係る特定DTC(OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード)が1つ以上記録されているもの・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	<ul style="list-style-type: none">・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの